

PDF issue: 2025-05-16

イラン核合意におけるRisseの「討議の論理」:包括的共同行動計画(Joint Comprehensive Plan of Action)交渉過程のP5+1およびイランの交渉姿勢の分析

吉松, 紗恵子

(Citation)

国際文化学,34:142-167

(Issue Date)

2021-03-26

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCDOI)

https://doi.org/10.24546/81012645

(URL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012645



イラン核合意における Risse の「討議の論理」

—包括的共同行動計画(Joint Comprehensive Plan of Action) 交渉過程の P5+1 およびイランの交渉姿勢の分析—

Risse's "Logic of Arguing" in Iranian Nuclear Negotiation:

Analysis of the P5+1 and Iran's Negotiation Styles in the

Joint Comprehensive Plan of Action Negotiation Process

吉松紗恵子 Saeko YOSHIMATSU

Summary

This paper examines the process of negotiation of the Joint Comprehensive Plan of Action, which is an agreement on the Iranian nuclear program that was reached by Iran and P5+1 members in Vienna on July 14, 2015, by analyzing the key factors that lead to the consensus. Recent studies of the Iranian nuclear crisis suggest that the main factor that lead to the agreement of the JCPOA could be explained by the US's tough sanctions on Iran. However, this does not explain fully the reasons why the JCPOA was agreed upon despite it tolerates Iran's nuclear program including uranium enrichment to the certain level. This paper explains how the unstated right under the Non-Proliferation regime has affected Iran and P5+1 to reach an agreement in the Iranian nuclear negotiations that was held from 2003 to 2015, by using Risse's "logic of arguing". "Logic of arguing" is a communicative action that aims to achieve consensus through persuading each other by challenging validity claims of the truth, moral rightness and the truthfulness of the speaker. P5+1 succeeded in claiming the truth of Iran's nuclear development, so Iran has accepted more robust IAEA verification system. Also, Iran succeeded in claiming the rightness of Iran's peaceful nuclear activities by citing the right to peaceful nuclear use in the Non-Proliferation Treaty.

キーワード

イラン核開発問題、JCPOA、核不拡散レジーム、討議の論理、妥当性

I はじめに

2015年7月14日にP5+1のアメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国、ドイツは、イランと包括的共同行動計画(Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA)を成立させた。2002年にイランの核兵器開発疑惑が明るみになり、約13年間にわたる交渉を経てイランの核兵器開発を阻止するために締結された。イランは、2013年頃までP5+1による「ウラン濃縮の停止」に応じない姿勢を取っていた。一方で、P5+1は核不拡散条約(Non-Proliferation Treaty: NPT)で規定されている「原子力の平和的利用の権利」をイランに認めない姿勢をとっていた。当初、全てのアクターが納得できる合意形成が困難であるという認識が広まっていた。

それにもかかわらず、イランのウラン濃縮活動及び遠心分離機の数を制限し、その見返りとしてイランに対する経済制裁を緩和するといった措置が合意された JCPOA が成立した成果は注目に値する。

本研究は、イランおよび P5+1 が、2003 年から 2015 年にかけて行ったイラン核交渉において、明文化されていない核不拡散レジームの権利がどのようにアクターの主張に影響を与え、合意に至った経緯を明らかにする。交渉が開始した 2003 年から JCPOA が締結された 2015 年までイラン核交渉を取り巻く情勢は絶えず変化し続けた。P5+1 が軍事力や経済力を行使してイランを強制的に従わせる選択肢や、イランが交渉を拒絶し、独自に核開発を進展させるという選択肢もあった。しかし、両者は交渉という手段を選び JCPOA の締結に至った。そのため、交渉の全容を明らかにしたいと考える。まず、なぜ P5+1 は、イランによる原子力の平和的利用を全面禁止しようとした当初の主張を変えて、イランの核開発を容認する主張に変化したのか、明らかにする。特にアメリカが、2003 年から 2013 年頃までイランによるウラン濃縮活動に反対して P5+1 の全ての交渉の前進を止めていたため、アメリカの方針の変化に焦点を当てて検討するのが鍵である。

一般的に核不拡散レジームとは、NPTによって構築された核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用といった規範及びIAEAが運用している保障措置制度を指す。しかし、本論ではNPTレジームを核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用及びIAEA保障措置制度に加えて、各国をとりまく安全保障環境と必ずしも明文化されていない各国の核関連政策を含む包括的な枠組として定義する。

JCPOA の締結過程において争点となったのは、NPT 第 4 条の原子力平和利用の権利である。第 4 条は、NPT のいかなる規定も、無差別に平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させるといったすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと理解してはならないと規定している。しかし、条文では「平和的目的のための原子力の研究」と「奪い得ない権利」のように漠然とした表現に留まっているため、原子力の平和利用の権利の解釈をめぐって論争が起きた。

本稿は、このように、明文化されていない核不拡散に関する問題が、JCPOA 交渉過程に おいてどのようにして解決されたのかについて明らかにする。また、各アクターによる主 張が、JCPOA の交渉を通じて核不拡散レジームにどのような影響を及ぼしたのかについて も検討を行う。

従来、安全保障分野、特に核政策(nuclear policy)に関する研究は、リアリズムの視点を用いた研究が多くなされてきた。確かにリアリズム論に基づく核抑止論や大国による強制力を用いて事象を説明した研究は、核政策研究を理解するために多大な貢献をもたらしてきた。しかし、イラン核交渉は、交渉枠組み内で生じる各アクターの「討議の論理」を主張の妥当性の調整に着目して交渉過程に作用した要因が明らかにされるべきである。なぜならば、P5+1のアクターが交渉内容に合意可能かについては交渉協議に基づくからである。

本研究は、Risse の「討議の論理」をアプローチとして採用し、イラン核交渉の過程で展開される P5+1 の主なアクターの主張を分析し、安全保障を議題に掲げる交渉に関する新しい分析方法の提示を試みる。 Risse の「討議の論理」とは、アクターが必ずしも自らの利益の最大化を図るのではなく、相互に主張の妥当性について討議を行い、説得しあるいは説得される過程を通じて、妥当性に基づく合理的なコンセンサスを得ることを目指す論理である。本稿は、「討議の論理」を通してリアリズムの視点とは異なる分析方法の提示を試みる。

Ⅱ 先行研究

第二節では、第一項で国際レジームの形成・維持・変容に関する先行研究、第二項で「討議の論理」に関する先行研究、第三項でイラン核交渉に関する先行研究を取り上げる。

2.1 国際レジームの形成・維持・変容に関する先行研究

本項では、JCPOAの交渉過程において各アクターの規範や主張、そして核不拡散レジームといった一種の国際レジームがどのようにイランの核開発問題に影響を与えたのかについて分析するために、国際レジームの形成・維持・変容に関する先行研究を取り上げる。国際レジームが交渉に与えた影響を分析する多くの研究は、条約や制度を不変的な独立変数として扱い、アクターの主張を従属変数として扱う。しかし本論は、条約とアクターが相互関連していると見なす。そのため、最初にJCPOAのような交渉を理解できる枠組みが既存のレジーム論に存在するのかを検討する。

Krasner (1983) は、国際レジームを「ある特定の争点領域において明示的あるいは暗示的なアクターの期待が収斂する一連の原則、規範、ルール、意思決定手続き」(Krasner 1983: 2) と定義した。また、Krasner は規範を「権利と義務に関して規定された行動の基準」(Krasner 1983: 2) であると説明している。

山本 (2008) は、Krasner の研究を精緻化したことで優れており、Krasner の国際レジームの定義を用いて以下のように国際レジームを説明している。最初に、共通した国際レジームの定義に①特定の分野、②行為者、③規範、④原理、⑤ルール、⑥意思決定の手続きのセット、⑦組織、⑧行動のパターンが要素として含まれることを念頭に置いている(山本 2008: 42-43)。そして、レジームの形成過程及びレジームの維持・変容に作用する要因として、力、利益、信条体系(規範)を挙げており、規範の代わりに科学的知識を取り上

げることも可能であると述べている(山本 2008: 60-61)。

Young (1999) は、レジームが変容する過程を、レジームに影響を与える要因である力、利益、規範に対応する形で以下の 3 つに分類した:①自然発生的な変容(spontaneous change)、②押し付けられた変容(imposed change)、③交渉による変容(negotiated change)(Young 1999: $144\cdot147$)。このように、Young の研究はレジームを動的なものとして 3 つの変容過程を捉えた点で評価できる。

イラン核開発問題に関する交渉の基礎となる核不拡散レジームは、各国が国家安全保障の影響を考慮して明確な目的のもとで国内外の核政策に取り組んでいるため、自然発生的に変容するものでは全くない。また、上述した通り、アメリカが当初イランに対して取っていた政策が変化したため、核不拡散レジームの変容を大国による軍事的・経済的強制力のみで説明することも困難である。そのため、本研究は、JCPOA 交渉過程においてどのように各アクターが核不拡散レジームを認識して主張を行い、合意に至ったのかについて、Young の「交渉による変容」によって成立したという立場から考察を深めていくこととする。

2.2 Risse の「討議の論理」

これまで、JCPOA 成立までの交渉過程を追跡する重要性が確認された。では、どのような枠組みを用いると JCPOA 交渉過程を追跡できるのだろうか。本項では、JCPOA 交渉過程において各アクターの主張が核不拡散レジームとどのように相互作用して JCPOA が成立したのかを検討するために、Habermas のコミュニケーション的行為の理論を出発点とした Risse の説得と討議に関する概念を取り上げる。最初に、Habermas のコミュニケーション的行為に関する研究を確認し、その有用性と限界性を共に検討する。なぜならば、コミュニケーション的合理性に基づく議論は、相互理解の促進を前提として合意ができるという基本的な方法論だからである。

Habermas(1981)は、コミュニケーション的合理性は議論を前提とし、議論によって発言内容の「妥当性」を認証する行為が可能になる合理性であると考えた。これを踏まえたうえで、「討議」を、コミュニケーション的合理性に基づいて理想的な発言状況という条件が満たされている前提のもとで行われる議論であると定義した(ハーバーマス 1985: 42)。つまり、討議とは、対話者が妥当性の要求を交わし、議論によって発言を認証もしくは批判する対話形態である。妥当性要求の要素として真理性(truth)、正当性(rightness)、誠実性(truthfulness)の3つの条件を挙げている。討議の場において、これらのどの側面からでも相手の発言に異を唱え、拒否することが可能である。議論は、対象となる発言の妥当性の要求と結びついている根拠を提示する。

議論の場における「強さ」とは、与えられた脈絡において、その根拠に説得力があると認識されるか、つまり、それぞれの妥当性の要求を受け入れるための理由づけができるかどうかにかかっている(ハーバーマス 1986: 13-48)。

Risse は、国際政治の場においてもコミュニケーション的行為が成立しうると唱えた代表的な研究者である。Risse(2000)は、結果の論理(Logic of consequentialism)、 適切さの論理(Logic of appropriateness)、そして討議の論理(Logic of arguing)を社会的行為

の論理として挙げ、その中でも討議の論理について Habermas の論考を交えながら説いた。 Risse は、討議の論理が通用する状況に近ければ、国際政治の場の合意形成においては主張の妥当性の要因が作用し、パワーや利益の作用はさほどなくなると指摘している。 討議の論理が通用する状況とは、Habermas が述べた通り、共通世界をアクター間で有する状況である。 Risse も指摘しているように、こういった理念的な状況は国際交渉の場に必ずしも存在しない。 しかし、そのような場合でも、討議の論理というプロセスを通じてアクターが納得する妥当性要求を踏まえた合意を目指す交渉はしばしば存在する(Risse 2000: 14-16)。

このように Risse は、討議の論理を通じて国際政治が変容すると考えており、リアリズムの考えるパワーの作用と、リベラリズムとしてのアイデンティティが寄与する作用といった考えとは異なる立場をとっている。そこで本研究は、Risse による討議の論理が JCPOAの交渉過程に適用可能か確認する。なぜならば、JCPOAの交渉過程はパワーや利益の単純な政治調整とみなされる分析が行われてきたからである。

2.3 JCPOA 交渉に関する先行研究

JCPOA 交渉過程に関する研究は、数が少なく、政治的背景に関する説明に主眼をおいた 分析になりがちである。交渉内容を注意深く読み解くと、イランが P5+1 による強制力に従ったという見方は廃せねばならないと以下のように確認できる。JCPOA の交渉過程で展開された「討議の論理」を無視してしまうリアリズムの視点に立った研究を以下に総括する。

S. Mousavian & M. Mousavian の研究は、イランと交渉に携わった主要国がどのような要因によって合意に至ったのかについて考察をしている。主な要因として著者は、経済制裁の動向、アメリカとイランの指導者の交代、中東地域における地政学的変化を挙げている。そして、交渉が大きく転換した特に重要な要因として、アメリカがイランのウラン濃縮を全面禁止するといったブッシュ政権時に掲げていた主張から、オバマ政権時代は核兵器保持を禁止するという限定的な政策に転換した姿勢を挙げている(S. Mousavian & M. Mousavian 2018)。

S. Mousavian & M. Mousavian は、アフマディネジャド政権がとっていた立場は、アメリカのブッシュ政権側に要因があったと指摘している。なぜならば、交渉が難航した理由は、ブッシュ政権がイランによる遠心分離機のあらゆる保有を禁止する政策を実行しようとしていたからである。このようなアメリカの姿勢は、イランの原子力の平和利用という権利を完全に否定しており、イランの核開発疑惑問題を解決する興味を持ち合わせていないといったシグナルをイランに送っていたとみなしている。そのため、S. Mousavian & M. Mousavian は、アフマディネジャド政権時代は交渉可能領域が狭まった時期であったと指摘している(S. Mousavian & M. Mousavian 2018: 173)。

S. Mousavian & M. Mousavian は、2015年のJCPOAは、アメリカの経済制裁がイランを交渉テーブルにつかせたものなのか、イランがアメリカを交渉テーブルにつかせたのか、もしくは中東情勢がそういった帰結をもたらしたのかに関する論争を念頭に置き、アメリカの対イラン経済政策について述べている。2011年のアメリカと EU による対イラン原油輸入禁止措置がイラン経済を疲弊させたが、その間にもイランはウラン濃縮度を 5%か

ら 20%に、遠心分離機の数を 3,000 基から 22,000 基に増やしていた。そのため、S. Mousavian & M. Mousavian は、アメリカが当初の目標を、イランの核兵器開発疑惑問題を解決するとしていたのであれば、それは必ずしも適切な措置ではなかったと指摘した。

S. Mousavian & M. Mousavian は、2013年にロウハニ師が大統領に就任しても、イランは 2003年から 2005年のアフマディネジャドと同じ主張を一貫してアメリカ及びその他の国に提示していたと指摘した。S. Mousavian & M. Mousavian は、ロウハニ政権に交代してからも交渉が進展しなかった理由として、アメリカの強硬な反対姿勢への反発を挙げている。

最終的に JCPOA は多国間主義的アプローチによって締結されたため、多国間主義 (multilateralism) がグローバルイシューを解決するための最も効果的なアプローチであると述べている (S. Mousavian & M. Mousavian 2018: 179)。

S. Mousavian & M. Mousavian の指摘通り、最終的に JCPOA が多国間主義的アプローチによって解決されたのは事実であるが、多国間主義的アプローチの意味が大雑把かつ不明確である。なぜならば、2003 年から EU3 及びイランが多国間交渉を続けていたが、交渉の進展は 2013 年になって現れたからである。イラン核交渉の 2013 年以降の多国間交渉の在り方の質的な変化について繊細に理解しない限り、同交渉が成功した理由を説明したことにはならない。

核不拡散レジームに関する研究を行っている Perkovich (2017) は、主に IAEA の資料を丹念に読み込み JCPOA 締結に至るまでのイランをめぐる核開発状況を最初に説明し、次に合意に至ることに寄与した政治的・戦略的要因のポイントを押さえ、最後にこれからの核軍縮においてどのように適用できるかについて検討した (Perkovich 2017)。

Perkovich は、JCPOA 交渉過程において、核不拡散レジームにおける規範が重要な争点であったと示唆している(Perkovich 2017: 4)。なぜならば、ブッシュ政権が主張していたイランの原子力の平和的利用権利の全面禁止といった主張が淘汰され、アメリカが譲歩した側面が確認できるからである。また、Perkovich は、イラン核合意の結果、核不拡散レジームが強化されたと指摘している。つまり、原子力の平和的利用権利の再確認と IAEA 保障措置の強化による核不拡散である。NPT 第 4 条は、締約国による原子力の平和利用を認めているが、「核兵器」の定義や、許可される実験の種類を明記していない。しかし、JCPOAには将来、非核兵器国における核開発が核拡散として誤用されずに平和的に運用されるための規定が盛り込まれた。また、NPT では平和利用のために核分裂性物質を生産する「権利」を否定していない。そのため、核不拡散の側面から見ると批判の対象になっていたが、JCPOA は国家の核燃料サイクル活動が平和利用の目的で行われるために、核燃料サイクル活動を行う際の状況や、モニタリング及び検証システムを定めた(Perkovich 2017: 12)。

アメリカは、イスラエルの安全保障のために、イラン核合意を推進したという説に関して検討する。アメリカはイスラエルの安全を保障する中東政策を目標としているとよく知られている。イスラエルは、攻撃を加えてイランの核開発を断念させようと主張していた。その際、アメリカはイスラエルによる対イラン軍事攻撃を抑制するか、イランを制するのか二者択一の判断を迫られた。イラン核合意の結果から言えば、アメリカはイスラエルの意図に反して核合意を締結したと言えるのである。

以上のように、JCPOAの成立過程は、リアリズムでは説明できない。S. Mousavian & M. Mousavian が指摘する多国間主義的アプローチは、JCPOAが成立に至った要因を説明するアプローチとしては、繊細さに欠ける。Perkovichが指摘したように、核不拡散レジームの規範がJCPOA交渉の争点となり、JCPOA成立を受けて核不拡散レジームが再確立された。しかし、経済制裁の圧力のみでは、JCPOA締結の経緯を説明するには不十分である。なお、IAEAが、イラン核交渉で重要な政治的アクターではあるが、IAEAは、理事会で加盟国によって決定された事項の執行権限のみを持つ機関である。そういったIAEAの限界は、北朝鮮の核問題で露呈し、さらにイラン核交渉の過程でも確認された。IAEAは、核不拡散レジームの欠陥によって生じたイランによる核開発疑惑問題を解決するために査察及び報告という任務を遂行する立場として関与したが、JCPOAの交渉における行き詰まりを主導する役割を果たすことは困難だったのである。

そこで以下、本稿では、IAEA は P5+1 と異なり、具体的な交渉の中身に対して指示できる立場ではなかったと見なす。以下の分析は、P5+1 に関しての検討となる。

III JCPOA における各アクターの討議の論理

本研究は、イラン及び P5+1 がどのような JCPOA 交渉過程を経て合意に至ったのかについて核不拡散レジームが与えた影響を鑑みて分析を行う。交渉過程を追跡する際に、使用する資料は IAEA による公式文書、アメリカ、EU 及びイランによる公式文書である。しかし、全ての交渉が公開されてはいないため、核交渉に携わったアクターの回顧録も用いる。

そして、イラン及び P5+1 が行ってきた交渉の時代を Risse の概念を用いて、以下の 3 つに区分する: ①2003~2005 年 (共通理解形成期)、②2006~2012 年 (交渉者のジレンマ期)、③2013~2015 年 (討議による合意形成期)。本稿は、イラン及び P5+1 が行った①~ ③の交渉を討議として扱い、どのような主張が認められ、そしてどのように合意が成立したのかに関しては、過程追跡を用いて 3 つの時代区分において変化の著しいイランとアメリカに着目して、各アクターの主張における妥当性を確認する。

Risse が用いた概念を実証的に適応するために本研究における妥当性を、以下のように定義する。(a)真理性: IAEA の査察によるイランの核開発レポート・原子力技術に関する科学的根拠を用いた各国の対応、(b)正当性:核不拡散レジームに準拠した発言(原子力の平和利用、核不拡散、核軍縮交渉の義務)、(c)誠実性:各国の発言と行動の一貫性。核不拡散レジームに言及する際、原子力技術や IAEA によって提出される査察結果に関する報告書を用いる必要がある。正当性に関して、各アクターは交渉に挑む際に既に国益を設定しているが、核不拡散レジームに依拠しなければ説得性を持たない。アクターは、交渉の場で一貫性のある姿勢を保ちながら主張を展開し、その主張に説得性を持たせることができる。このように、(a)から(c)を満たす主張であるほどアクターの妥当性が高まる。上述した3つの期間に即してアクターの妥当性を整理する。

また、JCPOA 交渉は、イランが NPT 締約国でありながら IAEA への報告義務を怠っていた事実が発覚し、開始した。これを妥当性の 3 項目で理解すると、イランによる主張は(a) と(c)を欠いていたと捉えられる。このように、アクターの妥当性の評価を下すことができ

る。本研究は、主にアメリカとイランの主張における妥当性の高低を明らかにして JCPOA 交渉過程を追跡する。

3.1 2003~2005年(共通理解形成期)各アクターの討議の論理における妥当性の評価

2003 年から 2005 年にかけて、EU3 及びイランは、JCPOA 成立のために双方の立場を理解するための土台形成として、テヘラン合意及びパリ合意を締結した。そのため、この期間を「共通理解形成期」と捉えることが可能である。この期間は、イランの核兵器開発疑惑といった懸念が浮上し、EU3 及びイランといった JCPOA の交渉に向けたアクターが揃った時期である。

3.1. イランの討議の論理における妥当性

最初にイランの真理性を検討する。2003年10月17日にIAEA事務局長のElBaradei 氏とイラン交渉チーム代表のロウハニ師による会談において、「ウラン濃縮」の定義を「遠心分離機にガスを注入する」と限定的な定義の決定を受けて、イランはEU3のより広い「ウラン濃縮」の定義を却下した。つまり、イランはEU3に対してウラン濃縮活動が核兵器開発と関係ないものとして主張した。その根拠となったのは、ElBaradei 氏との非公式会談で双方に合意したウラン濃縮の定義である。イランは、IAEAという核不拡散レジームの権威によって裏付けられた科学的根拠であると信じ、EU3が提示していたイランのウラン濃縮活動の停止(cease)という前提条件を拒絶する説得力のある根拠となった(Mousavian 2012: 101-103)。しかし、その後ElBaradei 氏はウラン濃縮関連活動を幅広く再定義したため、パリ合意は、様々なウラン濃縮活動の定義を明記した。イランはIAEAの報告書を根拠として、イランが 2003年12月以降IAEAの査察に協力している評価が下されていると主張した。

次にイランの正当性を検討する。イランは、IAEAと協力して追加議定書へ批准することの引き換えに、EU3がイランによる原子力の平和的利用権利を認めるべきであるという立場を変更することはなかった(Cronberg 2017: 18)。この発言は、核不拡散レジームの「原子力の平和的利用権利」という規範に即していると考えられる。なぜならば、イランは原子力の平和的利用を行うために、より厳しい査察を受け入れる準備があったからである。確かに EU3は、イランによる原子力の平和的利用権利を認めていたが、イランが IAEAの追加議定書に批准する行為は EU3 からすると当然であった(IAEA 2005, INFCIRC/651: 3)。

イランは2003年12月18日に追加議定書に署名したが、批准はしていなかった。しかし、 批准するまでの期間も、追加議定書に従った査察を受け入れていた(IAEA 2004, GOV/2004/21: 2)。イランが2003年まで追加議定書の署名を行わなかった理由として、イ スラエルの核兵器開発が挙げられる。NPTの規定上、イランを含む非核兵器国が既にIAEA 保障措置を受け入れているのにもかかわらず、NPT 非締約国であるという理由だけで核兵 器保有が看過されてしまうイスラエルの核兵器開発にイランは不満を持っていたと考えら れる。つまり、イランは、本当に危惧するべきなのは、NPT 非締約国かつ事実上核兵器を 保有する国であると考えていた。

また、イランは過去における様々な IAEA における原子力の平和利用を促進するための

国家間協議が失敗した理由として、国家による不履行を挙げた。そのため、イランはこれまで自国内で原子力に関する研究を自給自足で行う必要があった経緯を主張した。さらに、そのような国家による協定の不履行は、IAEA 憲章第3条やNPT第4条の不履行であることを根拠にしてイランのウラン濃縮活動を正当化した(IAEA 2006, INFCIRC/665:4)。

最後にイランの誠実性を検討する。イランは、2003年のテヘラン合意と 2004年のパリ合意を事実上、逸脱する形でウラン濃縮活動を再開した 10。これらの合意には、長期合意が為されるまで、イランは自発的にウラン濃縮およびウラン転換を停止するに留まると明記されていた 20。イランは、テヘラン合意とパリ合意のイランによる自発的(voluntary)なウラン濃縮活動の一時停止といった文言に合意してウラン濃縮活動を控えていた。テヘラン合意で、イランが NPT の下で平和目的の核開発権利を有すると確認しながらも、全てのウラン濃縮活動及び再処理活動の停止を決定した。しかし、ウラン濃縮活動及び再処理活動の具体的な定義が明記されていなかったため、イランはウラン転換活動を行った。

パリ合意は、さらなる包括的な合意を目指す交渉のために、イランにウラン濃縮活動を停止するよう要求した。そして、イラン及び EU が長期合意に至るまでの信頼醸成のために、イランによるウラン濃縮活動停止が合意された。しかし、2005 年にイランがウラン濃縮を再開したため、EU3 はイランを不誠実とみなした。パリ合意が具体的にウラン濃縮関連活動及び再処理活動を定義したのにもかかわらず、イランがウラン濃縮活動を再開したため、EU3 は更にイランに行動を是正する要求をすることとなった。

第一期のイランによる討議の論理を評価すると、真理性は、IAEAとの会談結果や報告書を根拠にしており、核不拡散レジームの遵守に基づいていた。正当性に関しては、IAEA追加議定書に署名し、核不拡散レジームの強化に寄与する姿勢を示した。誠実性に関しては、イランは、テヘラン合意及びパリ合意を裏切り誠実性を低下させた。イランが交渉当初から訴えていた「原子力の平和利用の権利」が奪い得ないものであるという姿勢は変化しておらず、何度も核不拡散レジームを根拠とする主張が見受けられた。

3.1.2 EU3 の討議の論理における妥当性

次に、EU3の妥当性を検討する。最初に EU3の真理性を検討する。EU3は、ElBaradei 氏がウラン濃縮を限定的に定義した際、イランが提示した ElBaradei 氏によるウラン濃縮の定義を一度認めた。しかし、EU3が、ウラン濃縮方法がガス拡散法以外にも遠心分離法、レーザー法、化学法などがあるにも関わらず ElBaradei 事務局長が提案した限定的なウラン濃縮の定義に賛同したのは、イランの核兵器開発を防ぐといった EU3が目指す交渉に相応しくなかった。さらに、EU3は、IAEA 憲章で明記されている核不拡散を防ぐための活動方針に従うべき IAEA がウラン濃縮活動の定義を狭めてしまうことは、技術的な対応が不十分かつ不適切であると捉えた。

EU3 は、イランが提示したウラン濃縮の定義が ElBaradei 氏によって決定されたものであるという主張を確認した後、ウラン濃縮の定義の主張について対抗措置を講じた。EU3 もイランと同じく ElBaradei 氏にウラン濃縮の説明をしてウラン濃縮の限定的な定義をとり下げさせようとした。結果的に、パリ合意には、その他の活動と区別される形でウラン濃縮関連活動が厳密に定義された。そして、最終的には IAEA による技術的な見解を根拠

とした強固な後ろ盾を得た。このことから、EU3 が技術的な観点からウラン濃縮の定義に関してイランを説得しようとしたと確認できる。つまり、EU3 は、濃縮活動の定義を拡大することによって IAEA による査察体制を強化させようとした。

次に EU3 の正当性を検討する。EU3 は、2005 年 9 月に IAEA がイランによる IAEA 憲章 12 条 C 項不遵守に関する決議 GOV/2005/77 を採択する前に、イランに原子力の平和的利用権利を認める代わりに IAEA 追加議定書の批准を迫った。このような EU3 の交渉は、NPT 第 4 条に規定されている NPT 締約国の原子力平和利用の権利を否定するものであった。なぜならば、NPT が、全ての非核兵器国に原子力の平和的利用権利が認めているのにもかかわらず、EU3 はイランの原子力平和利用の権利を認める前に IAEA 追加議定書の批准を迫るという前提条件をイランに突き付けたからである。原子力の平和的利用権利とは、NPT における普遍的な権利であるが、EU3 はこの原則をイランには適用しなかった。EU3 は、2002 年にイラン国内に IAEA 未申告施設が存在する問題が発覚したため、義務を履行しないアクターに権利を認めるべきではない状況であった。また、EU3 は、核不拡散と原子力平和利用といった二つの密接に関わり合う不可分な核不拡散レジームにおける規範を天秤にかけたとき、核不拡散を第一の目標とした。そのため、イランに対する査察体制を一層強化するために追加議定書の批准を迫る交渉を行った。

最後に誠実性を検討する。EU3 は、イランのウラン濃縮活動を認めていなかった点で、発言と行動の両方に一貫性を確認できる。真理性及び正当性と関連する EU3 の誠実性の妥当性であるが、イランにウラン濃縮活動を停止するよう要求した IAEA 決議が採択された過程を踏まえた上でイランに追加議定書批准を迫った科学的立場で一貫している。このような EU3 の姿勢は、2003 年から 2015 年を通して保たれていた。

のちに EU3 は、査察体制の強化と濃縮活動の抱き合わせで容認することになる。2003年から2006年を通して発言にも行動にも一貫性が確認できる。

第一期のEU3による討議の論理を評価すると、ウラン濃縮方法の全ての方法を包含する立場であり、EU3の真理性は、IAEAの見解さえも超越する技術的考慮を行っていたため、高く評価することができる。しかし、イランを完全に説得することは困難であった。正当性に関しては、核不拡散を目指すものではあったが、核不拡散レジームの中で根拠を明示できない方法でイランにウラン濃縮活動の停止を求めた。科学的姿勢に関しては誠実性を確かめることができるが、次期以降の討議の論理を修正して臨むことになった。第二期以降では、イランによる追加議定書批准はそれほど優先順位が高いものではなくなっていった。

3.2 2006~2012年(交渉者のジレンマ期)各アクターの討議の論理における妥当性の評価

IAEA は 2006 年から 2012 年に、イラン核開発問題を安保理に付託し、安保理にてイランに対する制裁決議 1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008)、1835 (2008)、1929 (2010)が採択された。制裁決議が何度も採択されたが、イランのウラン濃縮活動はエスカレートした。経済制裁といった強制外交は、根本的にイランの核開発問題を解決する効果はなかった。各アクターが自国の利益を追求して合意形成の機会を逃してしまったため、Risse の研究に照らし合わせると、「交渉者のジレンマ期」であったと捉えられる。

この時期の討議の論理を理解するためには、2006年以降、安保理決議が採択されたことを踏まえる必要がある。以下、安保理決議 1969が採択されてから、IAEA によるイランに関する報告書及び決議が安保理決議を前提に作成された過程に関して検討する。

3.2.1 イランの討議の論理における妥当性

2006年2月4日のIAEA総会で、イランの核開発問題は安保理に付託されると決定された (IAEA 2006, GOV/2006/14)。同年7月に安保理が採択した決議 1696は、同年8月までにイランがウラン濃縮活動を停止するよう要請した (UN Security Council 2006, S/RES/1696)。同時に、IAEAも安保理決議の要請を考慮に入れてイランの開発状況を報告していたことが 2006年以降の報告書から見て取れる。2006年以降の IAEA報告書及び決議は、安保理決議を根拠にしてイランにウラン濃縮活動の停止を公式に申し入れるようになった。安保理決議の採択後に提出された IAEA 事務局長報告書が明らかにしているように、イランによるウラン濃縮活動は停止されていなかった。そのためイランは、ウラン濃縮活動に関して P5+1 及び IAEA と対立する構図となった。

最初にイランの真理性を検討する。2007年7月に、イランは、IAEAと合意した「行動計画(Work Plan)」において、核兵器開発を行っていないとの証明を試みた。イランは、迅速に安保理会合からイラン核開発問題の議題③を終了させ、IAEAに討議の場を戻したいという思惑をもっていた。このため、イランが「行動計画」を、国際社会が抱える不信感を低減するための有用な技術的信頼醸成措置であったと考えていた可能性が高い。

2008年2月のIAEA事務局長報告書 GOV/2008/4は、P5+1が問題視してきたイランによる核開発の軍事転用について言及した。ただし、イランが軍事転用を行っている証拠は見られないという評価が下された(IAEA 2008, GOV/2008/4, para. 52)。イランは、この報告書によりイランの核兵器開発疑惑が払拭されたと思いたかっただろうが、イランが安保理決議で要請されていたウラン濃縮活動の停止を遵守しなかったと報告書で再度指摘された(IAEA 2008, GOV/2008/4)。そして、イランは、P5+1及びIAEAに対して、安保理の決定に基づいて法的にウラン濃縮活動停止に応じる必要が生ずることとなった。しかし、イランが要請に応じなかったため、イランの正当性が低下し、IAEAと P5+1の正当性を高めた(ElBaradei 2011: 278-279)。

IAEA は、アメリカが指摘する軍事転用の証拠に関して、イランによる軍事転用の証拠は存在していないと技術的側面から報告した(IAEA 2008, GOV/2008/4, para.52)。しかし、その報告は、P5+1 の支持を取り付けることはできなかった。また、イランは IAEA による査察の透明性を低下させてしまった。そのため、イランがどれだけ技術的な側面からイラン核開発問題にアプローチをしても、アメリカ及び EU3 から支持を得ることは困難であった。

2009 年 9 月に、アメリカのオバマ大統領がイランのフォルドー施設が建設段階であったと会見 4)で公表したため、IAEA による査察がそれを見逃してしまっていた事実が白日に晒された。このことから IAEA による査察体制の脆弱性を指摘できる。また、イランが核関連施設の建設構想段階で IAEA に通告をしていなかったため、その非協力的姿勢が批判を浴びた。この一連の流れは、P5+1 のみならず IAEA との関係を悪化させたと考えられる。

IAEA 事務局長が ElBaradei 氏から天野氏へと交代してから、イランに関する報告書が より厳格になった。顕著な例としては、2011年11月8日の事務局長報告書であり、アメ リカの諜報機関を元にしたイランの核開発の状況を記したため(IAEA 2011, GOV/2011/65)、イランのみならず非同盟諸国(NAM)からも反発を招いた(Mousavian 2012: 415-417)。イランによる IAEA 保障措置及び安保理決議不遵守を技術的に立証する ことを強く望んでいた P5+1 は、IAEA 事務局長報告書を正当と見なし、イランに対する主 張に説得性を持たせるための証拠として利用したと考えられる。一方で、イランは技術的 に中立性を保っていた IAEA に、それまで議論されていたイランの核開発疑惑に関する質 問と回答をまとめた書簡 INFCIRC/828 を IAEA に送付し、それは 2011 年 11 月 10 日に公 開された(IAEA 2011, INFCIRC/828)。INFCIRC/828 は、過去の IAEA の報告書を引用 してイランが今まで核技術を軍事転用した証拠は一切見つかっていないと再度強調した。 しかし、こういったイランによる技術面からのアプローチは EU3 を納得させるのには不十 分であり、それは EU が 2012 年より実施した対イラン禁輸措置によって明らかになった。 次にイランの正当性を検討する。2006年以降にイランの核不拡散問題という議題が安保 理に付託され、関連決議が採択された。これを踏まえると、イランが核不拡散レジームに 従って安保理決議を遵守していたのか、またイランの主張が安保理決議に基づくのか考慮 する必要がある。

イランは、安保理決議 1696(2006)が要請していたウラン濃縮活動の停止を履行しなかったため、制裁決議 1737(2006)、1747(2007)、1803(2008)、1835(2008)、1929(2010)が採択され、履行が呼びかけられた。アフマディネジャド大統領の安保理決議を軽んじる発言や、イランが制裁に屈しないといった主張は、P5+1 と IAEA のみならず国際社会にまで不信感を募らせた。また、イランは、ウラン濃縮活動について、NPT に規定されている「奪い得ない権利」を根拠として主張し、安保理決議の履行を拒否した。イランは、2006 年 1 月 27日に IAEA 宛に送付したステートメントにて、イラン・イラク戦争時の化学兵器の被害国であることを強調し、国際社会が、核兵器の軍縮および不拡散について協力していく重要性に言及した(IAEA 2006, INFCIRC/665: 3)。この主張は、イランに核兵器を製造する意思がないと旨を周知しようとしたと理解できる。イランが経験したイラクによる大量破壊兵器による攻撃と核開発問題を関連付けることで、むしろ核兵器国のほうが軍縮・核不拡散を通じた努力を怠っているかのように指摘したと捉えられる。

イラン核交渉において、核不拡散レジームの三本柱のうち、核不拡散及び原子力の平和利用が焦点となって交渉が進められていたが、イランは核軍縮問題にも言及した。その中でイランは、2006 年 12 月に開会されていた国連総会で、中東非核兵器地帯を創設する決議を採択するためにイニシアティブをとったと主張した。これはアフマディネジャド大統領のスピーチや交渉担当官の発言からも確認できるように、イランの立場から見て、アメリカと同盟関係にあるイスラエルがが核不拡散レジームを揺るがしかねない存在であり、イランは平和的利用を目的とした核開発を行っているだけであるというメッセージであった。2008 年 7 月にジュネーヴにて開催された P5+1 及びイランの交渉においてイランが提示したステップバイステップアプローチは、イランが有利になるように、イラン核交渉の原則として「討議は双方の共通点に焦点を当てる」ことを記載したと考えられる。つまり、

イランが考えていた NPT に規定されている原子力の平和的利用権利はウラン濃縮活動を含むものであったが、P5+1 はイランの考えを拒否していた。そのため、イランは先手を打とうとしたのだった。しかし、両者にとって死活的な争点であったウラン濃縮の権利が原子力の平和的利用に包含されるか否かに関する議論は JCPOA から確認できるように避けては通れなかった。

2008 年に、アメリカと NPT 非締約国かつ核兵器保有国であるインド間で原子力協定が締結された。これは、本来 NPT 締約国であり非核兵器国が受けていた恩恵である原子力協力の根底を覆しかねない事態となった。イランは、NAM であるインドに直接言及することは避けたが、2008 年 10 月 13 日の国連第一委員会で、アメリカがイスラエルと結んだ原子力協定は核不拡散レジーム全体を危機に陥れ、NPT の普遍性に害を与えていると述べた。

2009 年にブッシュ政権からオバマ政権へ移行した後、同年 10 月 1 日にイラン・アメリカ間で協議が行われた。そこでイランが 1,600kg 中 1,200kg の低濃縮ウランを国外に移転すると合意したため、交渉が進展した (Mousavian 2012: 353-355)。イランは、それ以前は、原子力の平和的利用の権利に関する前提条件や交渉そのものを拒んでいた。だが、イランは自国の低濃縮ウランを核燃料と交換するとイランの原子力技術推進に寄与すると考えたので、交渉である程度の妥協を見せた。

しかし、イランは、過去にフランスと締結した原子力協定が破棄された過去を踏まえ、フランスが関わる協定は信頼できないと判断し、合意を事実上破棄した。この件に関して、イランは 2009 年 12 月 3 日に IAEA に宛てた書簡 INFCIRC/779 で明らかにしている。イランは、IAEA に締約国間の平和的利用のための情報と核物質の交換を促進するべきであると述べ、NPT 締約国は NPT 第 4 条によって原子力の平和利用領域において協力する「義務を負う」とした(INFCIRC/779: 5)。つまり、イランは、イランの低濃縮ウランと他国がイランに提供する核燃料の交換という原子力の平和的利用を推進する行動は、NPT 締約国であり核兵器国である P5 が果たす当然の役割であると主張した。そして、イランは、NPT 第 4 条の原子力の平和的利用のための科学的及び技術的情報の交換を核兵器国の義務として捉えていた。2009 年 10 月 1 日のジュネーヴ 2 協議で一度イランが合意した低濃縮ウランと核燃料の交換を拒否した行動は整合性が欠けていた。これは、イランがウラン濃縮活動を原子力の平和的利用権利に包含されないと見なしたかのように見えたが、イランは言動を直ちに訂正した。

最後にイランの誠実性を検討する。上述したように、イランは一度合意された濃縮ウランと核燃料の交換を拒否した。P5+1からすると、これはイランの誠実性を欠く行動であり、対イラン制裁がエスカレートしてもおかしくはなかった。

しかし、イランは 2010 年 3 月 1 日に IAEA、アメリカ及び EU3 に宛てた書簡で、イランの言動について説明した(IAEA 2010, INFCIRC/785)。この書簡で、1979 年にイラン革命が起きた前後で合意されたアメリカ、ドイツ、フランス、EURODIF 間の原子力協定の内容が履行されていないといった理由を挙げた。そして、イランが西欧諸国を信頼することができない根本的な原因として、西欧諸国が協定で合意された核燃料供給を行わずにイランに不誠実な行動を取り続けたと表明した(IAEA 2010, INFCIRC/785: 3-4)。イランは過去におけるアメリカ・ドイツ・フランスと合意した原子力協定の不履行を列挙し、イ

ランは不誠実ではないと示そうとした。

第二期のイランによる討議の論理を評価すると、真理性は、IAEA 事務局長報告書によってイランが核物質を軍事転用した証拠は見つけられなかったと報告されたため、イランの核兵器開発疑惑は薄らいだかのように思われた。しかし、安保理決議が要請したウラン濃縮活動停止が履行されていなかったのでP5+1 を説得させるのには十分ではなかった。正当性に関しては、P5+1 にイランのウラン濃縮活動停止以外の案を引き出させるのに成功した。誠実性に関しては、イランの言動の一貫性を確認することが困難であったため、P5+1 を説得できなかった。

3.2.2 P5+1 の討議の論理における妥当性

次に P5+1 の妥当性を検討する。最初に真理性を検討していく。アメリカは、2007 年に Elbaradei 氏によるウラン濃縮活動の「停止」を意味する"suspension"の代わりに "pause" を使用する提案を退けた。また、ライス国務長官は、イランによるウラン濃縮活動を NPT 上の権利として認めることに反対した。IAEA は技術的側面から交渉に関与しており、P5+1 にイランの濃縮を含める核技術を認めるように呼びかけていた (ElBaradei 2011: 243-245)。 それにもかかわらず、アメリカが IAEA の呼びかけを拒否したのだが、アメリカはイラン 核開発問題から IAEA の影響を低下させようとする意図をもっていた。

イランは、あくまでも安保理決議がイランのウラン濃縮停止を要請しているのであって、IAEA 理事会の決定が直接的な要因となってイランのウラン濃縮停止を呼びかけているわけではないと見ていた。だが、アメリカ・イラン間においてアメリカは、技術的にイランの核開発問題を検証する IAEA という中立的な存在による助言を交わす形でイランに対抗措置を講じようとした。このように、第二期におけるアメリカは、IAEA による見解よりも、自国が入手した情報を活用してイラン核開発問題を技術的に解決する方針に転じていた。アメリカの持つ情報は、IAEA よりもかなりイランに厳格であったが、ときに直接的な証拠が提示されない場合があった。アメリカの強硬な姿勢は、何度も米国議会が可決したイラン制裁決議として現れていた。

EU は一連の安保理制裁決議でイランのウラン濃縮停止を要請したが、IAEA がイランの核開発が軍事利用の可能性があるという証拠を見つけるに至っていないと認めていた。一方で、ウランの濃縮度が 20%を超えると軍事転用可能であることを踏まえ、イランの核兵器開発の可能性を指摘した。イランの核兵器開発を行う技術の有無を確認できなかったが、IAEA に全面協力しなかったため、平和的な核開発であるとも断言できないと結論づけた 6。そのため、EU は、2012 年 6 月 12 日のモスクワ会合にて P5+1 案としてイランに 20%のウラン濃縮活動の停止と貯蔵している濃縮度 20%のウランの海外への移送を要求した。注目すべき点は、P5+1 は、2003 年から 2005 年にかけて交渉を行った際に、イランのあらゆるウラン濃縮活動の停止を迫っていたが、2012 年のモスクワ会合では、20%のウラン濃縮活動の停止を呼びかけていたのである。この変化は、イランに対する譲歩であった。

次に正当性を検討していく。2009年にアメリカは、イランによって申告されていなかった建設段階のフォルドー施設の存在が IAEA と安保理の様々な決定事項に反していると強く主張し、イランの不遵守問題を一段と浮き彫りにした。イランが NPT 第4条の原子力の

平和利用権利を訴える一方で、アメリカは IAEA 保障措置・補助取極め・追加議定書及びイランに関する安保理決議を核不拡散レジームの一部として認識し、イランの不遵守の根拠として提示し続けた。P5+1 は、イランが権利を行使するための義務を果たしていないと捉えていたと理解できる。なぜならば、NPT において、核兵器国が核不拡散といった義務を負う一方で原子力の平和利用という権利を享受する図式となっているためである。

2012年のモスクワ会合が成果のないまま終了し、EU3は NPT を根拠としてイランの非核兵器国としてのコミットメントが欠如していると指摘した 70 。イランは NPT で規定されている保障措置を遵守する必要があるのにもかかわらず、核関連核施設や活動を IAEAに報告せず、IAEA 査察官に核施設への完全なアクセスを提供しなかった点が強調された。

最後に誠実性を検討する。2006年に P5+1 がイランにウラン濃縮活動の早期停止を呼びかけた。そして P5+1 は、イランがウラン濃縮活動を停止しなければ制裁を科すと宣言した通り、安保理決議 1696(2006)を採決した。さらにイランの不履行を受け、初の制裁決議 1737(2006)を採択して、イランに対する「強制外交」を開始した。経済制裁を用いてイランにウラン濃縮活動を停止させようとする動きは強制的であったが、P5+1 が繰り返しウラン濃縮の停止を呼びかけてイランに猶予を与え、そして履行しない場合の措置として経済制裁を行うと主張していたため、発言と行動は一貫性が確認できる。

第二期の P5+1 による討議の論理を評価すると、アメリカは IAEA による報告書に依拠しなかったが、EU3 はイランによる軍事転用の証拠がなかった事実を受け入れた。しかし、イランがウラン濃縮活動を停止しておらず、是正するために安保理制裁決議を採択した。真理性に基づいた対抗措置ではあったが、強制的であったため、イランを説得できなかった。

正当性に関しては、IAEAに未申告であったイランのフォルドー施設の存在を暴き、イランの保障措置不遵守問題を浮き彫りにした。そのため、イランが反論しながらも直ちに IAEAに申告した経緯を考えると、P5+1の正当性が高まったと言える。

誠実性に関しては、イランのウラン濃縮活動停止を継続的に求め、履行されなければ新たな制裁を科すことを主張していた。そして、交換条件という代替案を掲げながらも、イランがウラン濃縮活動を停止せずに進展させた状況を鑑みて制裁決議を採択した行動は発言との一貫性が確認できる。しかし、経済制裁という強制力によってイランを従わせようとしたため、交渉による説得性はなかった。

3.3 2013~2015 年(討議による合意形成期)各アクターの討議の論理における妥当性の評価

2013 年から JCPOA が成立した 2015 年は、JCPOA 締結に向けて討議を通して実質的な交渉が行われた時期である。そのため、2013 年から 2015 年を「討議による合意形成期」として捉える。2013 年 8 月に行われた大統領選の結果、穏健派かつプラグマティストであるロウハニ師が当選したため、JCPOA 交渉過程の転換期を迎えた。

3.3.1 イランの討議の論理における妥当性

最初にイランの真理性を検討する。ロウハニ師の当選後、2013年 11 月 24 日に P5+1 と

イランが共同行動計画で合意した事項は、2013 年以前だと考えられなかった内容が多数含まれていた(IAEA 2013, INFCIRC/855)。ウランを 20%まで濃縮していたイランだが、第一段階では最低 6 カ月間は 5%を超過しないウラン濃縮に留まることに合意した。つまり、イランにとってのレッドラインであったウラン濃縮活動が P5+1 によって一定範囲承認されたということを意味する。この時点で、この合意の 5%以下の濃縮度を制限としてイランに提示するのは困難であったはずだが、JCPOA で合意されたウラン濃縮活動の該当箇所を読むと、イランは、5%を下回る 3.67%を限度とする濃縮度に合意したと確認できる。

交渉当時国ではないイスラエルは共同行動計画を批判し、P5+1 がイランに大幅に譲歩した結果であると主張した(Simpson, D., & Levs, J. 2013)。イスラエルは、イランが合意を遵守しないだろうと考えたが、その後の IAEA 報告書ではイランによる共同行動計画の遵守が確認されている。

次に正当性を検討する。イランは、イスラエルの共同行動計画に対する批判を受け、2013 年 11 月 29 日の IAEA 理事会において、イスラエルを痛烈に非難した。約 200 発ものの核 弾頭を保有するイスラエルがあたかも NPT を遵守しているかのように振舞っていると指摘 し、イスラエルが過去に南アフリカと秘密裡に協力して核兵器を開発した行為を批判した。 だが、実際に両国が協力関係にあったか否かは判明していない。

イランは、イスラエルが NPT 未締約国かつ事実上の核兵器保有国であり、さらに NPT の採択時から課題となっている中東非核兵器地帯創設に消極的であると示すことで、P5+1 と協力して核不拡散レジームを遵守しようとしているイランと、核不拡散レジームを逸脱しているイスラエルという構図を浮き彫りにした。

2013年11月24日に共同行動計画が成立した際に、イランはウラン濃縮を含む核技術の権利を保有していると述べたが8、アメリカは権利を明記していないと反論した9。しかし、イランが2014年4月30日に行われた2015年NPT再検討会議準備委員会で主張したように、2010年のNPT再検討会議の最終合意文書は、各国の原子力の平和利用の範囲における選択及び決定を各国の政策または核技術・燃料サイクル政策の国際的協力及び協定を危険にさらさずに尊重しなければならないと確認していた。この内容は、イランの正当性を高めたが、NPT再検討会議においてもウラン濃縮を含む核燃料サイクルが各国の権利であるとは明記されていない。そのため、JCPOAはイランのウラン濃縮を権利としては明記していなかったが、一方ではイランのウラン濃縮活動を制限しながらも承諾する合意となっていた点が要であった。

イランのウラン濃縮活動を制限しながらも承諾する合意は、ブッシュ政権がイランによる一切のウラン濃縮活動を許容しなかったこと及びアフマディネジャド政権の強硬なウラン濃縮活動を踏まえると、双方が歩み寄る形で合意された重要事項であると確認できる。純粋なウラン濃縮権利に関する交渉ではなく、イランに科された制裁緩和なども踏まえた合意ではあったが、長年NPTの曖昧性として指摘されてきた「原子力の平和的利用の権利」の中身がグランドバーゲンとして扱われた。

イランによるウラン濃縮度の制限の合意は、イランが P5+1 に譲歩したことを意味する。 それ以前には、共同行動計画が合意されるまでに安保理で採択された一連の対イラン制裁 決議は、イランにあらゆる濃縮関連および再処理活動の停止を要請していた。そこで、イ ランにウラン濃縮を行う余地を残した点に関しては P5+1、特にアメリカと EU の、2003年における対イラン政策から大きく変化して、イランの主張を認めることとなった。

最後に誠実性を検討する。2013年に大統領として就任したロウハニ師は、選挙演説で主張していたように、イラン核開発問題に関する交渉において対話路線を重視してきた。EU3及びイランが合意したテヘラン合意とパリ合意と同じく、共同行動計画にイランが自発的措置として核開発を制限する内容が明記された。この共同行動計画ではイランのウラン濃縮活動の停止が要請されていない点が、テヘラン合意及びパリ合意の内容と大きく異なる。そのため、イランが一定の制限の下でウラン濃縮活動を行う条項を履行した行動は一見すると特筆すべき事項ではないかもしれない。しかし、イランが履行したからこそ JCPOA成立までのロードマップに関する交渉が続けて行われるようになったのだった。イランによる共同行動計画履行に若干の遅延はあったものの、ロウハニ大統領就任後には、2013年以前の流れとは異なり、P5+1がイランに対抗措置を講じる現象は見られなかった。

第三期のイランによる討議の論理を評価すると、真理性は、IAEA 報告書によって P5+1 及びイラン間で定められた共同行動計画を遵守していると確認された。そのため、イラン が核兵器開発を行っていないというイランの主張における説得性が高まった。正当性に関して、イランは NPT 上、明文化されていない原子力の平和的利用権利を最終的に曖昧にする形で P5+1 の合意を得た。誠実性に関しては、イランは規定通り、ウラン濃縮活動を制限したため、P5+1 に対する説得力を高めた。

3.3.2 P5+1 の討議の論理における妥当性

次に P5+1 の妥当性を検討する。最初に真理性を検討する。P5+1 の中でも、特にアメリカが、イランのウラン濃縮活動を停止させる方針から、一転して制限させる方針へと転換した理由が二つ挙げられる。一つ目は、既にイランが得たウラン濃縮技術を取り上げたり、後退させたりするのは不可能であった点である。二つ目は、ウラン濃縮度 3.67%という数値がイランの求めるウラン濃縮度の最低値かつアメリカが許容可能な核兵器開発に至らない数値であった点である。JCPOA が成立した 2015 年 7 月 14 日にウィーンで行われた記者会見にて、ケリー国務長官は、ウラン濃縮度 3.67%は、民生用原子力及び開発には適切なレベルであり、兵器に使用される量をはるかに下回っていると述べた。

次に正当性を検討する。P5+1の中でも、特にアメリカは、イランのウラン濃縮活動を平和的利用の制限の下で認めた。2013 年 11 月 23 日の共同行動計画に関する記者会見にて、イランが原子力の平和的利用の権利の根拠を NPT 第 4 条であると主張する一方で、アメリカは NPT 第 4 条がウラン濃縮を権利として明記していないという立場を明確にし、最終合意としてイランのウラン濃縮を権利として認めないと主張した。また、共同行動計画で合意に至った第一段階(6 カ月間)を通して、イランが原子力の平和的利用を可能にさせるような最終合意について話し合いを行う予定であると述べた。

さらに、重要な点は、これまでの安保理決議を踏まえた上で、P5+1 がイランによる核計画が平和的である保証を与えるような合意可能な包括的な決定でなければならないとした。アメリカは、結果的に、NPT 第 4 条で明記されていないウラン濃縮活動を「権利」として認める表現は避けたが、イランがウラン濃縮活動を行う点については合意した。

このようにして、アメリカはイランのウラン濃縮活動を平和的利用の制限の下で認めた。 JCPOA が成立するためには、アメリカによる立場の変更は不可欠であった。なぜならば、 第二期までイランにウラン濃縮活動を停止するように要請していた立場から、ウラン濃縮 活動の制限を求める立場に転じなければイランが交渉に応じなかったからである。

最後に誠実性を検討する。共同行動計画の成立を受け、IAEA が 2014 年 1 月にイランの計画遵守を確認した後、アメリカ及び EU による制裁が約束通り緩和された。2013 年までは、P5+1 及びイランの間に交渉の前提条件が存在し、信頼醸成の為に、イランがまずウラン濃縮活動の停止を受け入れ、その後に P5+1 が経済制裁を緩和すると合意された。

しかし、共同行動計画も JCPOA もイランによるウラン濃縮活動の停止を要請しなかった。 P5+1 は、イランのウラン濃縮能力は不可逆かつ能力を放棄させるという行為は不可能であり、制限をかけるほうがより効果的かつ合意可能領域が広がると捉えていたと理解できる。 また、安保理決議によって履行されていた経済制裁がイランの行動を変化させる要因として機能していなかった、もしくは結果が表れるまでに時間を要したため、P5+1 が信頼醸成措置の第一段階として経済制裁の緩和を行う方向へ転換したと考えらえる。

もちろん、JCPOA は、イランが全ての条項を遵守していると確認された後に制裁が緩和されるといった合意ではあったが、イランによるウラン濃縮活動の限定的な継続が可能であった点を踏まえると、イランにとっては好条件であった。そのため、P5+1 がイランの強い要求に応える形で合意が成立した。P5+1 は、確実にイランによる核兵器開発及び取得を阻止するために、柔軟な姿勢を示してイランを核不拡散レジーム内に留めようとした。

第三期の P5+1 による討議の論理を評価すると、真理性は、P5+1 がイランに民生用原子力及び開発に適切な 3.67%のウラン濃縮レベルを許容し、イランが最終的に JCPOA に合意した。正当性に関しては、イランのウラン濃縮活動を原子力の平和的利用の一環として認めたため、イランは P5+1 の主張を受け入れた。誠実性に関しては、P5+1 が JCPOA の前段階の合意である共同行動計画の規定通り、イランに対する制裁を緩和する行動をとったため、イランは P5+1 の主張に合意しやすくなった。

3.4 アクターによる妥当性の作用

本研究は、Risse の「討議の論理」を用いて、JCPOA 交渉過程を①2003~2005 年(共通理解形成期)、②2006~2012 年(交渉者のジレンマ期)、③2013~2015 年(討議による合意形成期)に区分した。そして、真理性・正当性・誠実性という 3 つの妥当性を各時期におけるアクターの交渉態度を分析するために適用した。以下において、各アクターの妥当性がどのように作用し、核不拡散レジームに影響を与えたのかについて整理する。

まず、2003 年から 2015 年の交渉を通して各アクターの 3 つの妥当性に基づく主張が明文化されていない「原子力の平和的利用の権利」という核不拡散レジームにどのような影響を及ぼしたのかについて評価する。イラン核開発問題は、核不拡散レジームに内在する IAEA のみで対処ができなくなり、「核不拡散 (Non-proliferation)」という議題で安保理に本件を付託する形で事態の解決を図った。イラン核開発問題が安保理に付託された際の議題名を見ると、安保理がイラン核開発問題を原子力の平和的利用という側面から解決を図るのではなく、核不拡散という側面から問題解決を図ろうとした意図が確認できる。

しかし、安保理決議を採択してもイランによるウラン濃縮活動の停止を強制できなかった。そのため、イランの核開発問題は核不拡散レジーム外である「P5+1 及びイラン」という限定されたアクター間で交渉を開始した。さらに、イラン核開発問題を有効的に解決するために核不拡散レジームを遵守させるために IAEA 理事会による報告書及び安保理決議を用いて実効性を高めようとした。

秋山(2012)が指摘したように、イラン核開発問題の実質的な解決は「アド・ホックな協議体」である「P5+1 及びイラン」の交渉枠組みで行われた。一見すると、必ずしも核不拡散レジームに留まらない包括的な交渉が行われた。それは、核不拡散レジームが持つ対抗措置という解決法とは異なるため、レジームという普遍的な価値観によって担保されてきた規範への忠誠を低下させる危険性をはらむと指摘している(秋山 2012:126)。しかし、交渉を通して核不拡散レジームといった普遍的価値は低下しておらず、交渉参加国は核不拡散レジームとそれ以外の争点に合意し決着をつけた。つまり、各国は核不拡散レジーム及び IAEA による査察を根拠として交渉を行い、最終的にイランが核不拡散レジームに回帰する形で JCPOA という枠組みを成立させた。

イラン核開発問題は、出発点は技術的な問題であったが、原子力は軍事転用の危険性と平和的利用といった両面性を持つ技術であると考えられるため、利害関係国の介入によって政治的問題へと発展した。利害調整は、経済制裁の緩和や安全保障問題に関する交渉を通して行われたが、それらと並行して核不拡散レジームにおける規範が交渉に取り入れられた。2013年から2015年の交渉過程で確認したように、利害関係国間で調整が行われる際、技術的及び政治的問題が同レベルに扱われ、二つを兼ね合わせた合意可能な解決方法が模索された。また、P5+1はイランを核不拡散レジームへと回帰させるために安保理決議を根拠として経済制裁を行ったが、イランの行動は変化しなかった。そのため、これから核不拡散レジームを逸脱していると考えらえる国家が出現したとしても、制裁といった強制力を行使する方法では対処しえない可能性を示唆している。

JCPOAにおいて、イランが長らく争ってきた核不拡散レジームの根幹となる「奪い得ない権利」にウラン濃縮活動が権利として明記されることはなかった。しかし、イランがある制限の下でウラン濃縮活動を継続することが認められた結果は、NPTの締約国に普遍的に適用される権利として認められる規範形成のための重要なファーストステップであった。

Ⅳ おわりに

イラン核開発問題は、交渉によって解決された。これまで安保理に付託された様々な議題が強制的な行動の下で解決された経緯を踏まえると、イラン核開発問題は対照的に、討議における各アクターの主張の妥当性による問題解決の重要性を表している。

本研究は、核不拡散レジームにおける明文化されていない NPT 第 4 条の原子力の平和的 利用権利をイラン核交渉における各アクターの妥当性を通じて明らかにした。2003 年から 2015 年に行われた JCPOA の交渉過程を追跡し、Risse が指摘した国際政治の場における 討議の論理を通して交わされる 3 つの妥当性要求という枠組みは適切であった。そして、P5+1 及びイランよる主張の妥当性が要因として JCPOA の合意形成に繋がった過程が明ら

かになった。

第一期から第三期のイラン及び P5+1 の妥当性を検討すると、P5+1 の真理性における妥当性が最も説得力を持ったため、JCPOA においてイランに IAEA の強化された査察を受け入れさせたと明らかになった。イランは、正当性における妥当性に最も説得力をもたせたため、JCPOA において P5+1 にイランのウラン濃縮活動を受け入れさせることとなった。JCPOA の合意内容を見ると、各アクターが最も説得力を持たせた妥当性に関して合意が得られた結果になっている。

P5+1 及びイランは、共に核不拡散レジームにおける規範である原子力の平和的利用の権利を焦点にして争った。結果的には、双方が歩み寄る形で JCPOA が成立した。P5+1 の中でも特にアメリカのブッシュ政権は、イランによるウラン濃縮活動を一切許容しないと主張していたが、オバマ政権は制限付きでイランのウラン濃縮活動を認めた。イランは、交渉初期に EU3 によって信頼醸成措置としてイランのウラン濃縮活動の停止を求められていたが、アフマディネジャド政権はこの要求を拒否し、欧米諸国やイスラエルに対する強硬な姿勢を崩さないために、ウラン濃縮活動を継続した。

イラン核交渉は、討議の論理というプロセス通じて各アクターの妥当性を確認及び修正し合意に至った。また、その過程において、イラン核開発問題の争点であった明文化されていない NPT 第 4 条の「平和的利用のための原子力の研究」と「奪い得ない権利」が、制限付きでイランに許容される結果となった。NPT の条文を修正するには至ってはいないが、イラン核交渉においてイランが何度も非核兵器国としての権利を訴え、平和的利用のみを行っている現状を報告したため、P5+1 がイランの主張を聞き入れるようになった。核兵器国である 5 ヶ国が、非核兵器国であるイランの正当性という核不拡散レジームを根拠にした妥当性によって説得され、核不拡散レジームが変容した事実は、これからのさらなる核不拡散レジームに関する取り決めに大きな影響を与える。討議の論理は、イラン核交渉という複雑な交渉における各アクターによる主張の妥当性を分析し検証するという過程を通じて、JCPOA 締結に至った要因及び核不拡散レジームの変容について明らかにした。

(神戸大学国際文化学研究科博士前期課程修了生)

注

- ¹⁾ International Atomic Energy Agency (IAEA) (2005) "Iran Starts Feeding Uranium Ore Concentrate at Uranium Conversion Facility," (2005, August 8).
- 2) 2004年のパリ合意に、"The E3/EU recognize that this suspension is a voluntary confidence building measure and not a legal obligation."との記載がある。
- 3) 正確な議題名は "Non-Proliferation" である。
- ⁴⁾ The White House Office of the Press Secretary. "Statements by President Obama French President Sarkozy and British Prime Minister Brown on Iranian Nuclear Facility," 2009.
- 5) イスラエルは NPT 非締約国であるが、中東非核兵器地帯構想に含められている。
- ⁶⁾ Directorate-General for External Policies Policy Department (2012) Iranian Nuclear Talks: Has the Time for Diplomacy Run Out?, 21 June, p. 4.

- 7) Ibid., p.4.
- ⁸⁾ Sciutto, J., & Carter, C. "Obama: Iran nuclear deal limits ability to create nuclear weapons," *CNN*, 24 November 2013.
- ⁹⁾ The White House Office of the Press Secretary. "Background Briefing by Senior Administration Officials on First Step Agreement on Iran's Nuclear Program," November 24, 2013.

参照文献

資料

- Atomic Energy Organization of Iran (AEOI) (2013) Statement by H.E. Ambassador
 Reza Najafi Resident Representative to the IAEA before the Board of
 Governors Vienna 29 November 2013, 29 November. Retrieved from:
 https://www.aeoi.org.ir/portal/file/?66897/November-2013.pdf (最終閲覧日:2020年1月3日)
- Council of the European Union (2010) Council Decision of 26 July 2010 Concerning Restrictive Measures Against Iran and Repealing Common Position 2007/140/CFSP, 2010 O.J. 195/39, 26 July.
- Council of the European Union (2012) Council Decision of 23 January 2012 amending Decision 2010/413/CFSP Concerning Restrictive Measures against Iran, 2012 O.J. 24.1.2012. 23 January.
- Directorate-General for External Policies Policy Department (2012) Iranian Nuclear Talks: Has the Time for Diplomacy Run Out?, 21 June.
- European External Action Service (EEAS) (2015) Joint Statement by EU High
 Representative Federica Mogherini and Iranian Foreign Minister Javad Zarif,
 Vienna, 14 July. Retrieved from:
 https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/2991/joint-state
 https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/2991/joint-state
 https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/2991/joint-state
 https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/2991/joint-state
 https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/2991/joint-state
 https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/2991/joint-state
 https://eeas.europa.eu/headquarters/headq
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2003) Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran, GOV/2003/40, 6 June.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2004) Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran Resolution adopted by the Board on 13 March 2004, GOV/2004/21, 13 March.
- International Atomic Energy Agency (IAEA)(2004) Implementation of the NPT

 Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran Resolution adopted by
 the Board on 18 June 2004, GOV/2004/49, 18 June.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2004) Communication Dated 26

 November 2004 Received from the Permanent Representatives of France,

 Germany, the Islamic Republic of Iran and the United Kingdom Concerning

- the agreement Signed in Paris on 15 November 2004, INFCIRC/637, 26 November.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2005) "Iran Starts Feeding Uranium Ore Concentrate at Uranium Conversion Facility," (2005, August 8). Retrieved from
 - https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/iran-starts-feeding-uranium-ore-concentrate-uranium-conversion-facility (最終閲覧日:2021年2月17日)
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2005) Communication dated 8 August
 2005 received from the Resident Representatives of France, Germany and the
 United Kingdom to the Agency, INFCIRC/651, 8 August.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2006) Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran, GOV/2005/77, 24 September.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2006) Communication Dated 24 January 2006 Received from the Permanent Mission of the Islamic Republic of Iran to the Agency, INFCIRC/665, 27 January.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2006) Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran, GOV/2006/14, February.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2006) Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran, GOV/2006/27, 28 April.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2007) Implementation of the NPT

 Safeguards Agreement and relevant provisions of Security Council Resolutions
 in the Islamic Republic of Iran, GOV/2007/22, 23 May.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2008) Implementation of the NPT

 Safeguards Agreement and relevant provisions of Security Council Resolutions

 1737 (2006) and 1747 (2007) in the Islamic Republic of Iran, GOV/2008/4, 22

 February.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2008) Communication dated 25 June 2008 received from the Resident Representative of the United Kingdom to the Agency concerning a letter and offer of 12 June 2008 delivered to the Islamic Republic of Iran, INFCIRC/730, 1 July.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2009) Communication dated 3 December 2009 Received from the Permanent Mission of the Islamic Republic of Iran to the Agency concerning statements made by the Islamic Republic of Iran in the Board of Governors, INFCIRC/779, 7 December.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2010) Communication dated 1 March
 2010 Received from the Resident Representative of the Islamic Republic of Iran

- to the Agency Regarding Assurances of Nuclear Fuel Supply, INFCIRC/785, 2 March.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2011) Implementation of the NPT

 Safeguards Agreement and relevant provisions of Security Council Resolutions
 in the Islamic Republic of Iran, GOV/2011/65, 8 November.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2011) Communication dated 9 November 2011 Received from the Permanent Mission of the Islamic Republic of Iran to the Agency Regarding a Press Release Regarding Nuclear Activities of the Islamic Republic of Iran, INFCIRC/828, 10 November.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2012) Implementation of the NPT

 Safeguards Agreement and relevant provisions of Security Council Resolutions
 in the Islamic Republic of Iran, GOV/2012/37, 30 August.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2012) Implementation of the NPT

 Safeguards Agreement and relevant provisions of Security Council Resolutions
 in the Islamic Republic of Iran, GOV/2012/55, 16 November.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2013) *Joint Statement on a Framework for Cooperation*, GOV/INF/2013/14, 11 November.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2013) Communication dated 27 November 2013 received from the EU High Representative concerning the text of the Joint Plan of Action, INFCIRC/855, 27 November.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2014) Status of Iran's Nuclear Programme in relation to the Joint Plan of Action, GOV/INF/2014/1, 20 January.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2014) Implementation of the NPT

 Safeguards Agreement and relevant provisions of Security Council Resolutions
 in the Islamic Republic of Iran, GOV/2014/10, 20 February.
- International Atomic Energy Agency (IAEA) (2014) Implementation of the NPT Safeguards Agreement and Relevant Provisions of Security Council Resolutions in the Islamic Republic of Iran, GOV/2014/43, 5 September.
- The White House Office of the Press Secretary. "Statements by President Obama French President Sarkozy and British Prime Minister Brown on Iranian Nuclear Facility," September 25, 2009. Retrieved from:

 https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2009/09/25/statements-president-obama-french-president-sarkozy-and-british-prime-mi (最終閲覧 日:2021月2月9日)
- The White House Office of the Press Secretary. "Background Briefing by Senior
 Administration Officials on First Step Agreement on Iran's Nuclear Program,"
 November 24, 2013. Retrieved from:
 https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2013/11/24/background-

- <u>briefing senior administration officials first step agreement</u> (最終閲覧日: 2021年2月17日)
- The White House Office of the Press Secretary. "Parameters for a Joint Comprehensive Plan of Action Regarding the Islamic Republic of Iran's Nuclear Program," April 2, 2015. Retrieved from:

 https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2015/04/02/parameters-i
 - https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2015/04/02/parameters-joint-comprehensive-plan-action-regarding-islamic-republic-ir (最終閲覧日: 2021年2月17日)
- United Nations, Security Council, 5500th meeting. (2006). *Non-Proliferation* (S/RES/1696 (2006)).
- United Nations, Security Council, 5612th meeting. (2006). *Non-Proliferation* (S/RES/1737 (2006)).
- United Nations, Security Council, 5647th meeting. (2007). *Non-Proliferation* (S/RES/1747 (2007)).
- United Nations, Security Council, 5848th meeting. (2008). *Non-Proliferation* (S/RES/1803 (2008)).
- United Nations, Security Council, 5984th meeting. (2008). Non-Proliferation (S/RES/1835 (2008)).
- United Nations, Security Council, 6335th meeting. (2010). Non-Proliferation (S/RES/1929 (2010)).
- United Nations, Security Council, 7488th meeting. (2015). Non-Proliferation (S/RES/2231 (2015)).

外国語文献

- Arms Control Association. (2012) *Iran, P5+1 Move to Technical Talks.* Retrieved from:

 https://www.armscontrol.org/2012_07-08/Iran_P5_Plus_1_Move_to_Technical_Talks (最終閱覧日: 2021年2月17日)
- Cronberg, T. (2017) Nuclear Multilateralism and Iran -Inside EU Negotiations.

 Routledge Focus.
- ElBaradei, M. (2011) The Age of Deception. Bloomsbury.
- Gordon, M. "Compromise May Be Near for Iran Nuclear Deal, U.S.

 Official Says," New York Times, 15 November 2013. Retrieved from:
 https://www.nytimes.com/2013/11/16/world/middleeast/solution-may-be-near-for-iran-nuclear-deal-us-official-says.html (最終閱覧日:2021年2月17日)
- Kerr, P. (2005) "U.S. offer fails to end EU-Iran impasse," *Arms Control Today*, April 1. https://www.armscontrol.org/act/2005-04/iran-nuclear-briefs/us-offer-fails-end-eu-iran-impasse (最終閱覧日:2021年2月17日)
- Krasner, S. D., ED. (1983) International Regimes. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Meier, O. (2013) European Efforts to Solve the Conflict over Iran's Nuclear Programme: How Has the European Union Performed? EU Non-Proliferation

- Consortium: Non-Proliferation Papers, No. 27, February.
- Mousavian, S. (2012) *The Iranian Nuclear Crisis : A Memoir*. Washington, DC: Carnegie Endowment.
- Mousavian, S., & Mousavian, M. (2018) Building on the Iran Nuclear Deal for International Peace and Security. Journal for Peace and Nuclear Disarmament, 1:1, pp. 169-192.
- Perkovich, G. (2017) *Implications of Joint Plan of Actions*. American Institute of Physics.
 - Pileggi, T., & Beck, J. (2015, July 14) "Netanyahu Calls Iran Deal 'Historic Mistake for World," *The Times of Israel*. Retrieved from: https://www.timesofisrael.com/netanyahu-calls-iran-deal-historic-mistake-forworld/ (最終閱覧日:2021年2月17日)
- Risse, T. (2000). "Let's Argue!": Communicative Action in World Politics. *International Organization*, 54(1), pp. 1-39.
- Sciolino, E. (2006, June 12). "Iran Seeks Talks but Rejects Nuclear Freeze," New York

 Times. Retrieved from:
 - https://www.nytimes.com/2006/06/12/world/middleeast/12iran.html (最終閲覧日:2021年2月17日)
- Sciutto, J., & Carter, C. "Obama: Iran nuclear deal limits ability
- to create nuclear weapons," *CNN*, 24 November 2013. Retrieved from:

 https://edition.cnn.com/2013/11/23/world/meast/iran-nuclear-talks-geneva/index.html (最終閱覧日: 2021年2月17日)
- Simpson, D., & Levs, J. (2013, November 25) "Israeli PM Netanyahu: Iran Nuclear Deal 'Historic Mistake,'" *CNN*.

Retrieved from: https://edition.cnn.com/2013/11/24/world/meast/iran-israel/index.html (最終閱

覧日:2月11日)

- Smith-Spark, L., & Sciutto, J. (2013, October 17). "Iranian officials optimistic after Geneva Talks," CNN. Retrieved from: https://edition.cnn.com/2013/10/17/world/meast/iran-nuclear-talks/index.html (最終閱覧日:2021年2月17日)
- Young, O. (1999). *Governance in World Affairs*: New York: Cornell University Press, pp.133-162.

日本語文献

秋山信将(2012)『核不拡散をめぐる国際政治:規範の遵守、秩序の変容』有信堂.

角倉一郎(2015)『ポスト京都議定書をめぐる多国間交渉』、法律文化社.

山本吉宣(2008)『国際レジームとガバナンス』有斐閣.

ユルゲン・ハーバーマス (1985)『コミュニケイション的行為の理論(上)』河上・フーブリヒト・平井訳、未来社.

ユルゲン・ハーバーマス(1986) 『コミュニケイション的行為の理論(中) 』岩倉・藤澤・徳永・平野・山口訳、未来社.